

○北本市情報公開条例（抜粋）

平成 3 年 1 2 月 2 0 日 条例第 4 1 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を具体的に明らかにするものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市民に説明する責務を全うし、市政への市民参加の推進と信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することを目的とする。

（会議の公開）

第 2 1 条 地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関（以下「附属機関等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- （１） 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- （２） 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- （３） 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

○北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）

平成 17 年 3 月 31 日規則第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北本市情報公開条例（平成 3 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、附属機関等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関及び市長が設置したこれらに類する機関をいう。以下同じ。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開・非公開の決定）

第 2 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

（会議資料の閲覧）

第 5 条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第 7 条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。